



公益社団法人大阪聴覚障害者協会

FAX 06-6748-0383  
TEL 06-6748-0380

昭和 53 年 8 月 18 日 第 3 種郵便物認可

No.662

〒 537-0025 大阪市東成区中道 1-3-59

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター  
聴覚障がい者支援センター（手話）

年間購読料 2,000 円【一部 200 円】

2021 年（令和 3 年）

（会員は会費の中に含まれています）

6 月 1 日発行

郵便振替口座 00900-9-59377

（毎月 1 日発行）

http://www.daicyokyo.jp/

## ろう児の逸失利益の基礎収入は女性労働者の40%という考えは、断じて許さない

悲しいことに、2018年2月1日、大阪府立生野聴覚支援学校小学5年生だった井出安優香さんが下校中、学校前の交差点で突っ込んできた重機にはねられて亡くなりました。

それから3年経ち、井出安優香さんの事故で心に傷を受けているご両親は、民事裁判で加害者と建設会社の被告側とたたかっています。被告側は、井出安優香さんが聴覚障害者であることを理由に逸失利益（生涯の収入見込み額）の基礎収入を、きこえる女性労働者の40パーセントとすべき、理由として聴覚障害者の思考力や言語力・学力は、小学校中学年の水準に留まると主張しています。

井出安優香さんがひとりの人間として扱われていないという悲痛な差別を受けて、ご両親はさらに心に傷を受けています。また、被告側の主張は障害を持つ全ての人の対する侮辱です。これは井出安優香さんだけの問題ではなく、聴覚障害者を含めたすべての障害者がひとりの人間として扱われないという、

人間として扱われないという、

優生思想ともみなされる差別で、当事者として腹立たしい行為です。大竹浩司会長がいつも出席している大阪府内の障害者団体が集まった ODF（大阪障害フォーラム）の会議が4月16日に開催され、この問題、裁判のことを話して、ご協力いただけることになりました。また、日本聴覚障害新聞、4月に開催された一

般財団法人全日本ろうあ連盟の理事会でもこの問題を取り上げられています。この裁判は5月26日に行われ、当協会役員が傍聴する予定です。当協会としては、差別のない社会をつくるためにこの裁判を支援していきます。

### ろう児の事故死 被告側が民事裁判で主張

安優香さんの逸失利益は「きこえる女性の40%」  
（生涯の収入見込み額）

第856号 <第3種郵便物認可> 日本聴覚障害新聞 2021年4月1日 (12)



安優香さんの遺影。上欄のコメントは事故当時も書いていたものです。写真の人は、事故当日の朝、安優香さんと一緒に学校に行く途中、安優香さんが重機に突っ込まれた瞬間に撮影されたものです。安優香さんと一緒に撮影されたのは、安優香さんの母と弟の2人です。安優香さんの母は、安優香さんの死を知らずに撮影されたというようにと噂されています。

大阪府立生野聴覚支援学校の5年生だった井出安優香さんが、下校中の交差点で、重機に突っ込まれて死亡しました。事故から3年経ち、ご両親は、民事裁判で加害者と建設会社の被告側とたたかっています。被告側は、井出安優香さんが聴覚障害者であることを理由に逸失利益（生涯の収入見込み額）の基礎収入を、きこえる女性労働者の40パーセントとすべき、理由として聴覚障害者の思考力や言語力・学力は、小学校中学年の水準に留まると主張しています。

井出安優香さんがひとりの人間として扱われていないという悲痛な差別を受けて、ご両親はさらに心に傷を受けています。また、被告側の主張は障害を持つ全ての人の対する侮辱です。これは井出安優香さんだけの問題ではなく、聴覚障害者を含めたすべての障害者がひとりの人間として扱われないという、

### 「落ち度のない娘を侮辱」と怒り

被告に誠意なし 事故から民事裁判で争う（井出安優香さんの母）

### 自らの病氣に向き合わず

井出安優香さんの母は、事故から3年経ち、ご両親は、民事裁判で加害者と建設会社の被告側とたたかっています。被告側は、井出安優香さんが聴覚障害者であることを理由に逸失利益（生涯の収入見込み額）の基礎収入を、きこえる女性労働者の40パーセントとすべき、理由として聴覚障害者の思考力や言語力・学力は、小学校中学年の水準に留まると主張しています。